一五一二・一一―一五一三・一一

一五一三・一九

一五一三・二一―一五一六・一〇

一五一六・二〇

一五・一七―一五・一八

一五・二〇

一五・二一―一五・二二

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）

第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

一六・〇一―一六・〇三

一六〇四・一一―一六〇四・一四

一六〇四・一五―一六〇四・二〇

一六〇四・三〇

一六〇五・一〇―一六〇五・二〇

一六〇五・三〇

一六〇五・四〇

一六〇五・九〇

第一五一二・一一号から第一五一三・一一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第一五一三・一九号の産品への他の号の材料からの変更

第一五一三・二一号から第一五一六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第一五一六・二〇号の産品への他の項の材料からの変更

第一五・一七項又は第一五・一八項の産品への他の類の材料からの変更

第一五・二〇項の産品への他の項の材料からの変更

第一五・二一項又は第一五・二二項の産品への他の類の材料からの変更

第一六・〇一項から第一六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）

第一六〇四・一一号から第一六〇四・一四号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一六〇四・一五号から第一六〇四・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第一六〇四・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一六〇五・一〇号又は第一六〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

第一六〇五・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一六〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更

第一六〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一七類　糖類及び砂糖菓子

一七・〇一

一七〇二・一一―一七〇二・一九

一七〇二・二〇―一七〇二・九〇

一七・〇三

一七〇四・一〇

一七〇四・九〇

第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）

第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの各項の材料からの変更を除く。）

第一七〇二・二〇号から第一七〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）

第一七〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更

第一七〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第一八類　ココア及びその調製品

一八・〇一―一八・〇五

一八〇六・一〇

一八〇六・二〇―一八〇六・九〇

第一八・〇一項から第一八・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一八〇六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更

第一八〇六・二〇号から第一八〇六・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

一九〇一・一〇―一九〇一・二〇

一九〇一・九〇

一九・〇二

第一九〇一・一〇号又は第一九〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

第一九〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第一九〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更

一九・〇三

一九〇四・一〇―一九〇五・三一

一九〇五・三二

一九〇五・四〇

一九〇五・九〇

第一九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第一九・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一九〇四・一〇号から第一九〇五・三一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一九〇五・三二号の産品への他の類の材料からの変更を除く。）

第一九〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更

第一九〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第一九〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二〇〇一・一〇

二〇〇一・九〇

二〇・〇二―二〇・〇五

二〇〇六・〇〇―二〇〇七・一〇

二〇〇七・九一―二〇〇七・九九

二〇〇八・一一

二〇〇八・一九―二〇〇八・六〇

二〇〇八・七〇

二〇〇八・八〇

二〇〇八・九一

二〇〇八・九二―二〇〇八・九九

二〇〇九・一一―二〇〇九・四九

二〇〇九・五〇

二〇〇九・六一―二〇〇九・七九

二〇〇九・八〇―二〇〇九・九〇

第二〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇・〇二項から第二〇・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇六・〇〇号又は第二〇〇七・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇七・九一号又は第二〇〇七・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更

第二〇〇八・一九号から第二〇〇八・六〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇八・七〇号の産品への他の類の材料からの変更

第二〇〇八・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇八・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇八・九二号又は第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇九・六一号から第二〇〇九・七九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇九・八〇号又は第二〇〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

第二一類　各種の調製食料品

二一〇一・一一―二一〇一・一二

二一〇一・二〇

二一〇一・三〇―二一〇三・一〇

二一〇三・二〇

二一〇三・三〇

二一〇三・九〇

第二一〇一・一一号又は第二一〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更（第九類の材料からの変更を除く。）

第二一〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第四類又は第一九類の材料からの変更を除く。）

第二一〇一・三〇号から第二一〇三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第二一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）

第二一〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更

第二一〇三・九〇号のインスタントカレーその他のカレー調製品への他の号の材料からの変更

第二一〇三・九〇号のマヨネーズ又はフレンチドレッシング及びサラダドレッシングの原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二一〇三・九〇号のマヨネーズ又はフレンチドレッシング及びサラダドレッシングへの関税分類の変更を必要としない。）。